

「青森県食の安全・安心対策総合指針」の体系

【基本方針と行動計画】

基本方針Ⅰ 生産者は消費者の視点に立って県産食品を生産し提供していきます

【行動計画】

- 1 生産者の自己管理意識の高揚
- 2 農薬などの適正使用と管理指導の徹底
- 3 環境にやさしい農林水産業の推進
- 4 生産工程の開示
- 5 消費者等との相互交流の促進
- 6 食品の安全性確保に関する調査・研究及び活用

基本方針Ⅱ 食品関係事業者は食品の衛生管理を徹底していきます

【行動計画】

- 1 衛生管理・適正表示意識の高揚
- 2 自主的な衛生管理・検査体制の構築と実践
- 3 衛生管理状況の自主的な情報公開
- 4 衛生管理情報の積極的な活用

基本方針Ⅲ 消費者は自ら食品の安全確保に取り組んでいきます

【行動計画】

- 1 安全な食品を選択するための正しい知識の習得
- 2 正しい知識の習得、安全対策を実施するための支援
- 3 消費者自らによる安全対策の実践
- 4 生産者や食品関係事業者との相互理解・信頼の確立
- 5 相談体制の充実
- 6 地産地消の推進

基本方針Ⅳ 行政は食品の監視指導・検査体制を充実強化していきます

【行動計画】

- 1 公正な立場での監視指導・検査の実施
- 2 消費者、民間団体、行政が協力して行う調査・指導の実施
- 3 食品表示適正化の推進
- 4 食品の放射性物質に係る検査の実施

基本方針Ⅴ 県は緊急時における対応を整備・強化していきます

【行動計画】

- 1 緊急時に対応する体制の整備
- 2 災害時における安全・安心な食料の確保
- 3 他都道府県との広域連携強化

基本方針Ⅵ 食に関する情報共有と相互理解を促進していきます

【行動計画】

- 1 リスクコミュニケーションの推進
- 2 食に関する理解の促進

生産から消費までとぎれのない安全・安心対策

健康でうるおいのある豊かな食生活の推進